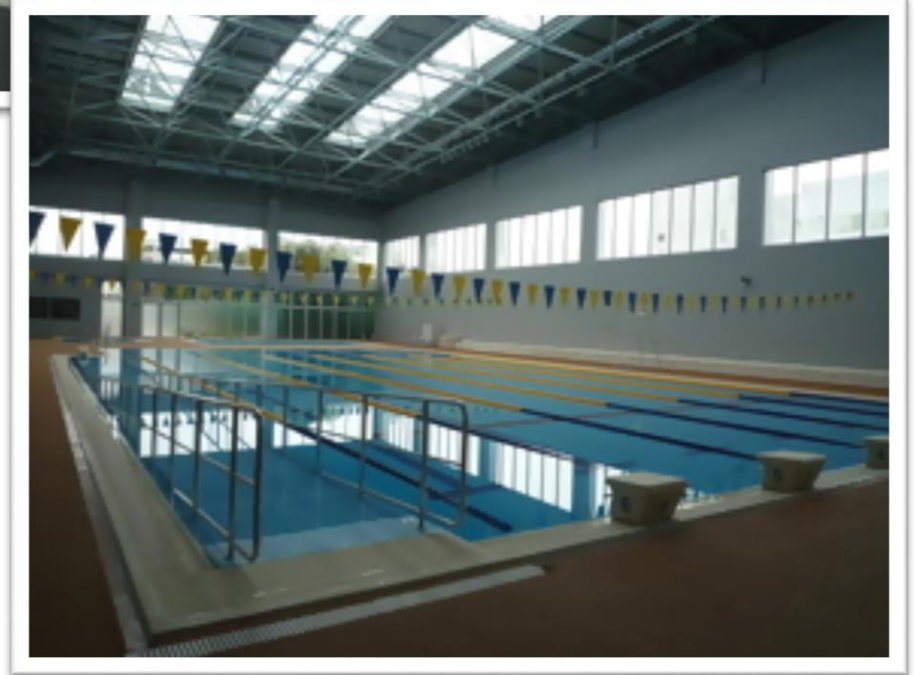


茅ヶ崎市屋内温水プール ネーミングライツパートナー募集要項



令和5年8月
茅ヶ崎市

茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市屋内温水プール（以下、「温水プール」という。）のネーミングライツパートナーを次のとおり募集します。ネーミングライツパートナーは指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができます。

1 目的

茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（改訂版）（別紙 13-1）に基づき、企業などへの広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的とします。

2 対象施設

(1) 施設概要

名称	茅ヶ崎市屋内温水プール
所在地	神奈川県茅ヶ崎市萩園820番地
電話	0467-84-1144
建築年月日	平成22年3月1日
施設規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階建
敷地面積	4,242.90㎡
延床面積	1,940.53㎡
施設内容	1階 25m×6コースのプール（入水用スロープ付）、小プール、 採暖プール、採暖室 2階 トレーニング室、会議室 駐車場 48台（敷地内・障がい者用3台含む） 駐輪場、芝生広場
アクセス （公共交通機関）	神奈川中央交通 茅ヶ崎駅北口より下河原経由又は山伏塚経由 寒川駅南口行「西の谷」下車、徒歩10分 茅ヶ崎市コミュニティバスえぼし号 鶴嶺循環市立病院線（鶴嶺南コース） 「温水プール」下車

(2) 施設の設置目的

温水プールは、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するために設置された施設です。

3 募集概要

(1) 愛称

① 愛称付与の条件

市民や施設利用者等にとって、親しみやすさや呼びやすさなど、理解が得られる愛称とします。
なお、愛称については、市と協議の上決定するものとします。

② 使用を禁止する愛称

- ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- エ 政治性・宗教性のあるもの
- オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

③ 愛称の変更

市民や施設利用者等の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできません。なお、募集の対象は施設の愛称とし、条例で定める施設の名称は変更いたしません。

(2) 命名権の範囲

① 看板等への表示

※ 市と協議の上愛称を表示する広告板等を設置することが可能です。なお、茅ヶ崎市屋外広告物条例及び同施行規則の基準に準じ、広告塔・ 広告板の表示面積は 15 m²以内かつ高さは地上 5 m 以下、壁面利用広告物の場合は 1 壁面 20 m²以内かつ高さは地上 10 m 以下です。なお、壁面からはみ出し禁止となります。このほか、同条例及び同施行規則の基準を遵守してください。

※ 屋外広告物の設置内容により、条例等に基づく許可が必要となる時には、その手続きはネーミングライツパートナーが行うものとします。

② 市広報紙やホームページ、指定管理者による配布物などにおける施設名の表記は、原則として愛称を使用しますが、市は市民や施設利用者等の混乱を避けるため、愛称と正式名称を併記することがあります。

(3) ネーミングライツパートナーの特典

① 愛称の普及のため、市はネーミングライツパートナー及び愛称の決定について、記者発表を行うとともに、市のホームページ等で公表します。また、市は積極的に愛称を使用し、関係機関等へ周知します。

② 施設内にネーミングライツパートナーの負担で、愛称名など愛称表記に関する看板等を設置することが可能です。

③ ネーミングライツパートナーが発行する出版物や自社のホームページなどで、ネーミングライツパートナーであることを、広報することが可能です。

④ 温水プールを利用した特典（パートナーメリット）を市へ提案できます。なお、提案いただいた特典については、茅ヶ崎市屋内温水プール条例等関係法令を遵守していることを前提とし、総合的に実施の可否を検討します。

(4) 愛称の使用期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(5) 希望ネーミングライツ料

年額 100 万円以上（税込）

※ 上記の金額は本市が希望する金額です。上記の金額未満でも応募は可能ですが、提案額に応

じた評価を行います。(別紙 13-3「ネーミングライツパートナー選考基準」をご覧ください。)

(6) 名称変更に伴う費用負担

区分	市	指定管理者	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料			○
敷地内外の看板等の表示変更 ※1			○
契約期間終了後の原状回復			○
パンフレット、封筒等の印刷物や HPの表示変更	○ (市発行物) ※2	○ (指定管理者発行物)	

※1 敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行うこととします。関係機関における表示変更の確認については、必要に応じて市が行います。

※2 残部数や切り替えの時期などを考慮し、協議のうえ、決定します。

(7) 応募資格

応募資格を有する者は、法人格を有する団体で、指定管理者に応募する団体または指定管理者に応募する団体が指定する事業者とします。いずれの場合も、次の事項をすべて満たしていることとします。

- ① 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有すること、又は破産者は復権を得ていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により茅ヶ崎市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ③ 茅ヶ崎市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑥ 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成 23 年茅ヶ崎市条例第 5 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当しないこと。
- ⑦ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反していないこと。
- ⑧ 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- ⑨ 政治性又は宗教性のある事業を行っていないこと。
- ⑩ その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当でないこと。

(8) 応募に際しての留意事項

- ① 応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。
- ② 応募書類は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 6 1 年茅ヶ崎市条例第 2 号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。
- ③ 正当な理由がある場合に限り、募集期間内において応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「応募辞退届」（別紙 13-6）を提出してください。

- ④ 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、ネーミングライツパートナー選考委員会（以下「選考会」という。）が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 選考会委員に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。
- ⑥ 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。
- ⑦ 応募に際しては、別紙 13-1「茅ヶ崎市における広告に関する基本方針（改訂版）」、別紙 13-2「ネーミングライツ導入ガイドライン」、別紙 13-3「ネーミングライツパートナー選考基準」を必ずご確認ください。

4 応募方法

(1) 募集期間

令和5年8月7日（月）から9月22日（金）まで

(2) 応募書類の提出

応募書類の提出については、次のとおりとします。

①提出期間

令和5年9月8日（金）から9月22日（金）まで（土曜日・日曜日・祝日を除く）

※資料の不備に係る修正等を含めて提出期間内としてください。

②受付時間

午前8時30分から午後5時まで

③提出場所

茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課（茅ヶ崎市役所本庁舎3階⑩窓口）

④提出方法

原則持参（郵送による提出を希望する場合は電話で事前に御相談ください。郵送の場合、提出締切は令和5年9月22日（金）必着とします。）

(3) 提出書類

本募集に応募する者は、別紙 13-4「茅ヶ崎市屋内温水プールネーミングライツパートナー提出書類様式集」を参照のうえ、提出書類については、A4サイズ（様式・資料ごとに両面印刷）、2穴、頁番号を付し、茅ヶ崎市屋内温水プール指定管理者募集要項8-(5) 応募書類の提出 才提出書類に定める書類とは別にファイル綴じにし、正本1部に加え副本14部を添えて提出してください。また、電子データ1部（CD-R）を併せて提出してください。

※ 官公庁が発行する書類は、3か月以内に発行されたものに限りします。

※ 指定管理者に応募する者がネーミングライツを希望する場合、様式集項番3から5までの書類は不要となります。

(4) 質問の受付

本募集に関する質問は、次のとおり受付をします。

①受付期間

令和5年8月7日（月）から8月25日（金）午後5時まで（必着）

②受付方法

別紙 13-5「質問書（ネーミングライツ用）」に記入のうえ、FAXまたは電子メールで提出して

ください。

また、未到達を防ぐため、送信後の確認の連絡をお願いします（土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）。

③質問書提出先

茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課管理担当

住 所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-81-7149

FAX 0467-57-8377

メール sport@city.chigasaki.kanagawa.jp

④回答

質問に対する回答は、令和5年9月1日（金）までに、受付期間内に質問書の提出があった団体及び指定管理者の募集に係る応募者説明会に参加したすべての団体に電子メールにて送付します。また、主な質問・回答につきましては質問をした団体名を伏せたうえで、茅ヶ崎市ホームページ「茅ヶ崎市屋内温水プールの指定管理者の募集について」のページ上でも公表します。

なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの、審査に著しく影響を与えるものについては、回答を控えることもありますのでご了承ください。

5 選考結果の通知及び公表

すべての応募者に対し、選考会における選定結果について、文書で通知します。選定結果の通知後は、特段の事由がない限り、辞退することはできません。

また、ネーミングライツパートナーの決定の可否について、文書にて通知します。

なお、選考会での選定結果、ネーミングライツパートナーの決定については、市ホームページで公表します。選定されなかった応募者については、公表しません。

6 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、市とネーミングライツパートナーとの協議により詳細を取り決め、契約を締結します。

契約締結後、すみやかに当該団体の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間などを市ホームページなどにより公表します。

7 契約の解除等

契約締結後、ネーミングライツパートナーが次の事項に該当する場合、市は契約を解除できることとします。この場合、ネーミングライツパートナーが市に対して既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとします。また、原状回復等に必要費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

- (1) 「2 (7) 応募資格」に規定する応募資格を満たさなくなったとき
- (2) 信用失墜行為により施設のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- (3) 倒産又は解散したとき
- (4) その他ネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められるとき

8 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料は、毎年4月末日までに、市からの請求に基づき支払うものとします。ただし、契約初年度については、市が指定する日までに支払うこととします。(一年分を一括払いとし、分割して支払うことはできません。)

9 リスク負担

(1) 新たに設置した看板、広告板及び表示サイン等により、第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負担することとします。

(2) その他、定めがないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定します。

10 お問い合わせ

茅ヶ崎市文化スポーツ部スポーツ推進課管理担当

(住所) 〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

(電話) 0467-81-7149

(FAX) 0467-57-8377

(E-mail) sport@city.chigasaki.kanagawa.jp